

ご家族各位

特別養護老人ホーム 恒春の丘  
施設長 平野 貴之

### 医療証について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて本年 12 月 2 日以降、紙の後期高齢者医療証・健康保険証（以降医療証）の発行ができなくなり、マイナンバーカードの健康保険証利用（以降マイナ保険証）になることに関しまして 10 月 16 日に神奈川県より発表がありましたのでご案内いたします。

現行の紙の医療証は令和 6 年 12 月 2 日で廃止され、以降は、紛失による再発行を含め、医療証の発行はできなくなります。なお、経過措置として、令和 6 年 12 月 1 日までに、神奈川県内の市町村国民健康保険から交付された医療証は、住所や負担割合等の情報に変更がない限り、有効期限まで（最長令和 7 年 7 月 31 日まで）はこれまでどおりお使いいただくことができます。

マイナ保険証をお持ちでない方へは「資格確認書」を交付します。「資格確認書」は医療証の代わりとなるもので、医療機関・薬局等の窓口で提示することで紙の保険証と同じように一定の窓口負担で受診できます。

・令和 7 年 7 月 31 日が有効期限である医療証をお持ちの方

現在お持ちの医療証をお持ちの方は情報に変更がない限り期限までお使いいただけます。マイナ保険証をお持ちでない方については、令和 7 年 7 月に入ってから、有効期限である 7 月 31 日までに、令和 7 年 8 月 1 日以降「資格確認書」を交付します。「資格確認書」の交付申請手続きは不要です。

・令和 6 年 12 月 2 日以降、国民健康保険に新たに加入された方  
・住所や負担割合などの医療証の情報に変更のある届出をされた方  
・令和 7 年 7 月 31 日より前の有効期限の医療証をお持ちで、令和 6 年 12 月 2 日以降に有効期限が到来した方

上記の方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方については、お住いの市町村から随時、「資格確認書」を交付します。「資格確認書」の交付申請手続き不要です。

マイナ保険証をお持ちの方でも、次の方は、交付申請手続きにより「資格確認書」の交付を受けられます

・マイナンバーカードを紛失した方・更新中の方  
・介助者などの第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である方

具体的な交付申請の方法や受付開始時期については、現在未定です。確定しましたら、各市町村のホームページなどでお知らせいたします。施設ではマイナ保険証の所有の有無は把握できませんので、必要なお手続等のご家族でお願いいたします。

現状施設でマイナンバーカードをお預かりすることは想定しておりません。令和 7 年 8 月 1 日以降は、「資格確認書」をお預かりしての対応を検討しております。今後変更等ありましたらお知らせいたします。